

～ デザイン審査会についての案内 ～

I. デザイン審査会(正式名称:長岡京市景観デザイン審査会)とは

以下の事項について審議するため、景観形成に関して専門的知識及び経験を有する者(景観、建築、色彩、造園)で組織された審査会*のことをいいます。

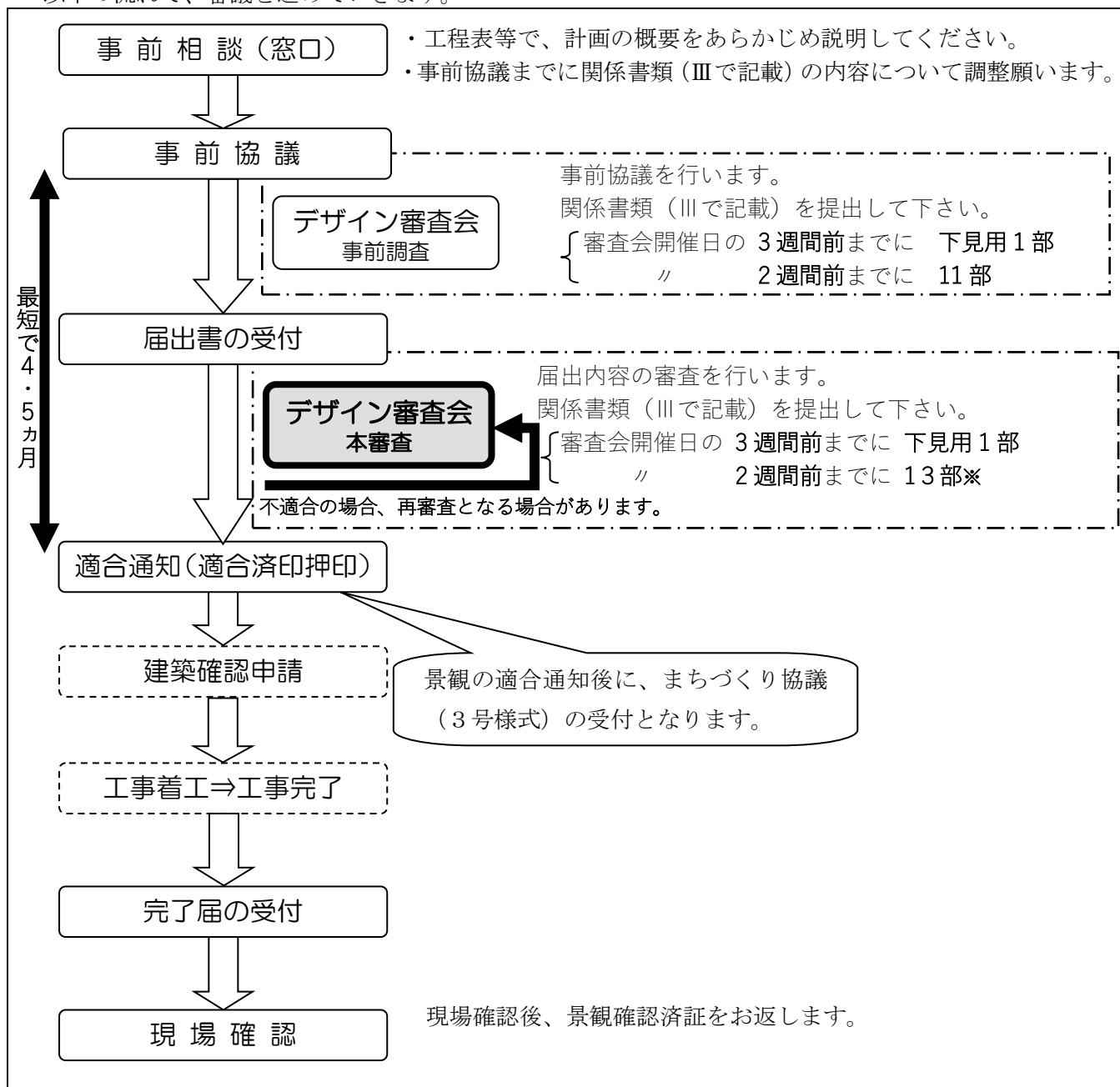
- ① **大規模な行為に係る届出の適合審査と助言、指導**
- ② 助言、指導に従わない者に対する勧告、命令
- ③ その他景観形成に関し必要な事項

- 審査会は、2ヶ月に1回(奇数月)の月末に開催しています。
- 審査会は、届出者出席不要です。
- 原則として敷地の現況確認を実施します。

*審査会(本審査)は、原則、公開となります。それに伴い、傍聴用資料(図面を除く市様式の一部)を配布し、市ホームページに掲載します。

II. 審議の流れ

以下の流れで、審議を進めていきます。



Ⅲ. 提出書類

以下の図書を提出してください（建築物の場合）

（ 事前協議：11部
本届出：13部 正本・副本^{※1}（各1部）、審査会資料（11部） ）

※1 届出に関する委任状を添付

種 類	明 示 事 項 等	事前	本届出
		11部	13部
届出書（様式あり）	・景観計画区域内における行為届出書（鑑） ・別紙1（届出行為の概要（行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日など）を記載したもの）		
チェックシート	・市長が別に定める様式に、景観に配慮工夫した点を記入		
位置図	・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置		
現況カラー写真	・行為の場所及び付近の現況カラー写真（2方向以上）		
配置図	・縮尺、方位、敷地境界線、地形及び標高 ・建築物又は工作物及び他の建築物又は工作物の位置 ・敷地に接する道路の位置及び幅員 ・付近の土地利用及び建築物等の現況 ・外構、附属建築物の位置及び規模 ・現況写真の撮影の位置及び方向		
各階平面図	・縮尺、方位及び寸法 ・付属設備の位置及び形状		
各面立面図 （4面以上、彩色）	・縮尺、寸法、開口部及び付属設備の位置及び形状 ・外壁及び屋根の材料及び色彩 ・付属設備及び附属建築物の色彩		
断面図	・縮尺、方位及び寸法		
外構図	・外構の材料及び色彩		
植栽配置図	・緑化等の位置、樹種、樹高、幹周、枝張及び面積（既存樹木等と新たに植栽する樹木等を区分すること。）		
完成予想図 （2面以上、彩色）	・外観の意匠及び色彩を明示した透視図（1面以上は、外構・植栽を含むパースを現況写真と合成したものとすること。） ※なお、案件によっては適宜、パースの追加をお願いすることがあります。		
（見付面積等計算表）	・色彩範囲外の色を使用する部分の見付面積の、各面の見付面積に対する割合を計算したもの		
（その他）	・市長が必要と認める図書		

- 備考 1. 色彩を記載するときは、マンセル値（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Z8721に定める色の三属性による表示方法による色相、明度及び彩度の値をいう）で詳しく記載してください。
2. 他の法令により、別に許可、認可、確認等の申請を要する行為で、添付すべき図書等が定められているものについては、この表に掲げてある図書に準ずるものをもって、これに代えることができます。
3. 添付図書（届出書、チェックシート、委任状を除く）の右下には、ページ番号を振ってください。

◎素材サンプル及び図面データの提出について

審議に使用しますので、主な素材のサンプルを提出してください（サンプルは審査会終了後にお返ししますので、現場確認時まで保管をお願いします）。

また上記の図面等につきましては、別途データでも提出してください。



完成予想図の例